

京都市告示第664号

京都市水路等管理条例第2条第1号及び第2号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和8年2月20日

京都市長 松井 孝治

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終 点 点
1	岩倉水0365号	京都市左京区岩倉幡枝町5004番地先 京都市左京区岩倉幡枝町5010番地先

(産業観光局農林振興室)